

グローバルな経済課題に対する日米協力

1. 気候変動・エネルギー安全保障
2. 安全かつ円滑な貿易
3. 知的財産権（模倣品・海賊版拡散防止条約）

2007年11月

1. 気候変動・エネルギー安全保障

- ◎ 実効性ある将来枠組みの構築。洞爺湖サミットで具体的な成果を目指す。主要経済国会合でも協力。バリ会議においてCOPの下、米を含む全ての国が参加する新たな交渉の場を立ち上げ。
- ◎ APPで実践しているセクター別アプローチを国連の場においても取り上げ、将来枠組みの議論に反映させるよう協力。
- ◎ 地球温暖化防止とエネルギー安全保障を両立させ経済成長を維持すべく、平和目的に徹した原子力利用、省エネ推進、長期目標実現に不可欠な革新的技術開発において協力(研究開発や国際的枠組み作り)。

(参考)日米原子力協力

◎ 4月の日米首脳会談において、日米原子力エネルギー共同行動計画の署名を歓迎。

- (1) GNEPの下での研究開発協力(高速炉、燃料サイクル等)
- (2) 米国での原子力発電所の新規建設支援
- (3) 核燃料供給メカニズムの構築
- (4) 原子力の安全で平和的な利用拡大を支援するための協調(第三国協力)

<実施状況>

- ・各協力項目についてのWGを設置し、緊密な政策対話を実施中。
- ・本年6月には、第1回運営委員会(局長級)で今後の方向性を共有。

2. 安全かつ円滑な貿易

◎ 同時多発テロ(2001年9月)後、米国がセキュリティ対策を強化した結果、適法な貿易にまで影響。このため、貿易の安全性向上と円滑な物流を両立させるべく、日米両国は様々な協力を推進。スタディ・グループを設置し議論を活発化。

<協力の例>

メガポート・イニシアティブ:

世界の主要港に検知施設を設置し、放射性物質の拡散を防止する米国のイニシアティブ(既に24カ国との間で実施合意済み)。

日米間でもパイロット・プロジェクトの早期実施に向け協議中。

<参考>

本年8月、米国において2012年7月までに米国向けコンテナの100%検査を要求する法律が成立。我が国を含む各国及び民間業界等が懸念を表明。

3. 知的財産権（模倣品・海賊版拡散防止条約）

- ◎ 模倣品・海賊版は世界に拡散。現行のマルチの枠組みでは問題への対応は不十分。
- ◎ 2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉総理（当時）が
高いレベルの新たな国際的な法的枠組み（条約）を提唱。
- ◎ 日米共同のイニシアティブとして議論をリードし、関係国へ働きかけ実施。
- ◎ 10月23日、日米欧から年内の協議開始を同時発表。段階的に参加国を拡大し、条約の早期締結を目指す。

<本条約の主要事項>

- ①法的規律の形成、②知的財産権の執行の強化、③国際協力の推進